

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念として、「会社の永遠の発展を追求し、適正な利益を確保することにより、株主、ユーザー、従業員と共に繁栄する企業を目指して豊かな社会づくりに貢献する。これを実現するために、当社独自の技術と心のこもったサービスでユーザーの期待に応え、誠意・創造性・迅速な対応・自然との調和をモットーに信頼される関東電化を築き上げる。」ことを掲げております。つまり、当社は、「企業価値を高めるとともに豊かな社会づくりに貢献する」ことを企業目標としており、この実現のために、株主、地域社会、ユーザー、従業員等のステークホルダーの皆様と良好な関係を築くことに取り組んでおります。

したがって、当社は、東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードの趣旨に賛同するものであり、コーポレートガバナンスの充実に努めてまいりたいと考えております。なお、各基本原則を踏まえたコーポレートガバナンスの基本方針は以下のとおりです。

(1)株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、外国人株主や少数株主にも十分に配慮しつつ、株主がその権利を適切に行行使することができるよう、環境を整備していきます。

(2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、株主、地域社会、ユーザー、従業員等の様々なステークホルダーと良好な関係を築いてまいります。また、取締役会・経営陣がリーダーシップをとって、法令遵守はもとより、企業倫理を励行し、健全な企業文化を確立していきます。

(3)適切な情報開示と透明性の確保

当社は、法令に基づき、適切に情報開示を行います。法令に基づかない情報開示にも、主体的に取り組んでまいります。また、情報開示にあたっては、分かりやすく有用性が高い情報提供に努めます。

(4)取締役会等の責務

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上、収益力・資本効率などの改善を図るため、その役割・責務を適切に果たしていきます。

(5)株主との対話

当社は、IR(インベスター・リレーションズ)活動、SR(シェアホルダー・リレーションズ)活動を積極的に行い、株主との建設的な目的を持った対話を推進していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、以下の原則を除き、全てのコードを実施しております。

【補充原則1-2 議決権の電子行使のための環境整備】

外国人株主比率が上昇していることを勘案して、外国人株主による議決権行使がしやすい環境整備を進めるため、2016年度より、英文の招集通知を作成し、自社のホームページに公表しています。議決権電子行使プラットフォームについては、機関投資家比率やコスト等を勘案して、今後も検討をしております。

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の維持・強化等の観点から必要と判断される場合、当該取引先等の株式等を取得し保有しております。

取引先株式の取得、縮減に関しては、当社との関係性を勘案し、担当役員・関連部門での協議を経て、経営判断をして決定しています。

政策保有株式については、保有目的に照らして保有することが適切か否か、保有に伴う便益やリスクを検証し、取締役会において定期的に報告を行っています。

政策保有株式の議決権行使につきましては、適切な対応を確保するための具体的な基準の策定を検討します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は取締役会規程において、取締役と会社間の自己取引および利益相反取引ならびに取締役の競合取引については、取締役会での事前の承認を必要としております。また、その後の取引実績については取締役会に定期的に報告しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付企業年金を採用しています。

資産運用方針の策定及び政策的資産構成割合の決定は担当部門が行い、実際の運用は資産運用機関に委託しております。担当部門は運用機関から定期的に報告を受けてモニタリングを行い、アセットオーナーとしての機能を発揮しています。担当部門は必要な知識を有する者を担当

者としており、担当者には資産運用・企業年金制度に関するさらなる知識向上の機会を設けています。また、企業年金の受益者と会社との間に利益相反が生じないように、適切に管理しています。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループの経営理念や経営計画については、ホームページ等で公表しております。

経営理念 <http://www.kantodenka.co.jp/company/management.html>

経営計画 http://www.kantodenka.co.jp/ir/medium_term.html

(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「-1、基本的な考え方」に記載しております。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社は、取締役の月額報酬として役位別に定めた一定金額を各取締役に支給し、かかる月額報酬とは別に、前事業年度の当社の経常利益の一定割合を賞与としており、その計算方法ならびに各取締役の配分方法は有価証券報告書に記載しております。また、中長期的な業績連動という観点から、役員持株会規程に役位ごとの自社株購入ガイドラインを定め、運用しております。

なお、取締役報酬の決定手続としては、「役員人事案策定会議」(メンバーは代表取締役、人事担当役員、社外取締役)に報酬案を諮問したうえで、取締役会にて決定いたします。

(4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社は、優れた人格・見識と豊富な経験等を有する多様な人材から取締役・監査役を選任することとしております。選定手続としては、取締役候補者については「役員人事案策定会議(メンバーは代表取締役、人事担当役員、社外取締役)」に選任議案を諮問したうえで、取締役会にて決定いたします。監査役候補者については、選任議案につき監査役会の同意を得たうえで、取締役会にて決定いたします。また、重大な不祥事が発生し、その関与が認められる場合、あるいは、長期にわたり目標とした業績達成ができない等の場合には、経営陣幹部の不選任をすることとしています。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社は、招集通知参考書類において、取締役・監査役候補者について選任する理由を記載します。

【補充原則4-1 経営陣に対する委任の範囲】

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定等を行っています。取締役会付議事項は、取締役会規程に規定されております。その内容(概要)は、株主総会に関する事項、取締役に係る事項、中期経営計画や内部統制システム等会社経営に関する事項、予算・決算に関する事項、株式・社債に関する事項、重要な資産の取得等に関する事項、組織および重要な人事に関する事項、関係会社に関する事項、その他重要な事項です。

これ以外の事項については、経営会議、業務執行役員に権限を委譲しております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立役員である社外取締役の候補者を選定しております。2名の独立社外取締役は、企業法務、企業会計に携わり、その経験を活かした幅広い見識を経営に活かして、専門的視点から意見を述べるなどして、取締役会における意思決定に、重要な役割を果たしています。

【補充原則4-11 取締役会全体のバランス、多様性、規模に関する考え方】

現在、当社の取締役会は、迅速な意思決定と実質的な議論を確保するために必要かつ適切な人数という観点から、9名で構成しております。また、そのメンバーは、経営管理関係、営業関係、技術関係、研究関係、経理財務関係それぞれに経験・知識を有する者としており、また、独立社外取締役2名は法律の専門家と財務・会計の専門家であり、多様性を確保しております。

取締役候補者の選任にあたっては、「役員人事案策定会議(メンバーは代表取締役、人事担当役員、社外取締役)」に選任議案を諮問したうえで、取締役会にて決定いたします。

【補充原則4-11 取締役・監査役兼任状況】

社外役員の候補者選任に際しては、当社において、その役割・責務が果たせるかを確認のうえ、役員候補者としております。当社の社外役員の上場会社の役員兼務状況については、株主総会招集通知や有価証券報告書に記載しております(いずれも当社ホームページに掲載しております)。

【補充原則4-11 取締役会全体の実効性の分析・評価】

取締役会の実効性評価については、取締役・監査役にアンケートを実施し、その内容を取締役会に報告しております。その概要は、「取締役会の回数、議題、資料、審議時間、議事運営は概ね適切である。」というものであります。

【補充原則4-14 取締役・監査役トレーニング】

当社は、新任役員(社外役員を除く)について、就任時に社外セミナーに参加することとしています。また、当社は、役員に対して、会社法等について社外の専門家による研修を定期的実施するとともに、社外講習やセミナーに適宜参加する機会を設けています。

当社は、社外役員に対しては、その役割及び機能を果たすために、当社グループの経営戦略、経営計画、各種事業の状況等につき、その就任後適時に、説明を行っています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社における株主との対話については、IRを担当する取締役の下、法務・総務部が実務を担当しており、IR専任者を置いて対応しております。

IRについては、社長をはじめ各取締役および関係各部と協議したうえで対応しております。また、社長がスピーカーとなって、アナリスト向け決算説明会を行うとともに、その資料をホームページに掲載しております。

株主との対話のなかで得た情報は、必要に応じ、経営者および取締役会にフィードバックしております。

なお、当社は、内部情報管理及び内部者取引規制に関する規程により、インサイダー・情報の管理を行っています。また、決算発表前の期間はサイレント期間とし、投資家との対話・取材を制限しております。

詳細については、本報告書「-2、IRに関する活動状況」、「-3、ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況」を参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
朝日生命保険相互会社	3,570,000	6.21
日本ゼオン株式会社	3,550,000	6.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,368,400	5.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,717,600	4.72
ゴールドマンサックスインターナショナル	2,597,448	4.52
株式会社群馬銀行	1,600,000	2.78
株式会社中国銀行	1,400,000	2.43
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント ジェイビーアールデイ アイエスジー エフイー - エイシー	1,298,260	2.26
株式会社みずほ銀行	1,202,000	2.09
株式会社A D E K A	1,148,000	2.00

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
松井秀樹	弁護士													
杉山正治	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松井秀樹		当社が法律顧問契約を締結している「丸の内総合法律事務所」に所属	弁護士として企業法務に長く携わっており、その経験と幅広い識見を当社の経営に活かしていただくために社外取締役として選任しております。
杉山正治		当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に平成28年6月27日まで所属	公認会計士として企業会計に長く携わっており、その経験と幅広い識見を当社の経営に活かしていただくために社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	役員人事案策定会議	5	0	3	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員人事案策定会議	5	0	3	2	0	0	社内取締役

補足説明

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
古河直純	他の会社の出身者													
木村博紀	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古河直純		日本ゼオン株式会社(当社への出資比率6.17%)の代表取締役会長	長年、化学メーカーの経営に携わり、経験に裏打ちされたアドバイスを独立の立場からいただけることから、社外監査役として選任しております。また、同氏は、左記のとおり、当社の株主である日本ゼオンの代表取締役会長ではありますが、主要株主ではないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
木村博紀		朝日生命保険相互会社(当社への出資比率6.21%)の代表取締役社長	金融に対する幅広い知識を有しており、大所高所からアドバイスを独立の立場からいただけることから、社外監査役として選任しております。また、同氏は、左記のとおり、当社の株主である朝日生命の代表取締役社長ではありますが、主要株主ではないことから、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明	

8,000万円を上限として、当該事業年度の当社経常利益の0.8%(百万円未満切捨て)を取締役賞与として支給します。ただし、当該事業年度の当社経常利益が10億円未満の場合は、取締役賞与は支給しません。役員持株会を通じた当社株式の購入ガイドラインを設けています。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

有価証券報告書にて開示しております。EDNETにてご確認ください。事業報告にて開示しております。当社ホームページにてご確認ください。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

8,000万円を上限として、当該事業年度の当社経常利益の0.8%(百万円未満切捨て)を取締役賞与として支給します。ただし、当該事業年度の当社経常利益が10億円未満の場合は、取締役賞与は支給しません。役員持株会を通じた当社株式の購入ガイドラインを設けています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行うこととしています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

当社には、相談役制度はありますが、現在該当者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)会社の機関の内容

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行っております。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、当社業務を執行する取締役・執行役員が出席する経営会議を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。

コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置しております。グループ会社には、コンプライアンス推進担当者を置き、連携を図っております。また、役員および従業員の行動規範として「関東電化工業グループコンプライアンス・マニュアル」を策定し、役員および全従業員へ周知徹底するとともに、コンプライアンスについての相談・通報体制を設けております。また、当委員会にて、独占禁止法および戦略物資等の管理も行っております。

内部監査については、社長を議長とするRC推進会議が、安全・衛生面、環境面、製品安全面、物流面での監査を行っているとともに、内部監査室が業務全般の内部監査を行うこととしております。

(2)監査役および監査役監査の状況

当社は監査役制度を採用しており、監査役は4名であり、うち2名は、社外監査役であります。(監査役の独立性については、1. 機関構成・組織運営に係る事項 会社との関係(2)を参照願います)。

監査役会は、常勤監査役2名(1名は、財務・会計に関する知見を有しております)と非常勤監査役2名の4名で構成し、定期的に監査に関する重要な事項についての報告あるいは協議を行っております。監査の実効性確保の面から、監査役は取締役会に、また、常勤監査役は経営会議をはじめその他の重要な会議にも出席し、取締役の職務の執行を監査する体制を確保しております。

また、監査役は、内部監査室等の内部監査部門および当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っております。

(3)会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と会社法および金融商品取引法に基づく監査契約を締結しており、その報酬の合計額は36百万円です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在は、独立性がある社外取締役および社外監査役によって、取締役の職務の執行についての監査だけでなく、客観的・第三者的立場から経営のチェックが行われていると考えています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の発送時期を法定期限よりも早めるとともに、発送日に先立って当社ウェブサイトへ掲載しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の一部(「狭義の招集通知」および「株主総会参考書類」)を英訳し、当社HPに掲載することにより、海外投資家に向けた情報提供に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家から個別取材を年180件程度受け付けています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のIR情報については、当社ホームページ(http://www.kantodenka.co.jp/)のIR情報をご参照ください。	
IRに関する部署(担当者)の設置	専門部署は設けておりませんが、担当者を配置しています。	
その他	報告書、ホームページのIRサイトの充実を図っています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営方針に「株主、ユーザー、従業員と共に繁栄する企業を目指して豊かな社会づくりに貢献する」と明示しています。また、コンプライアンス行動憲章にも「ステークホルダーとの良好な関係づくり」を謳っています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社長が議長である「RC推進会議」を設け、安全・環境対策を推進しています。また、環境レポートを毎年作成し、ホームページにも掲載しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	関東電化工業グループコンプライアンス・マニュアルのなかで「株主、投資家、マスコミには、コミュニケーションをとり、企業情報を開示する」旨明示しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1)業務運営の基本方針

当社では、以下の経営理念を経営の拠り所とします。

【経営理念】

会社の永遠の発展を追求し、適正な利益を確保することにより、株主、ユーザー、従業員と共に繁栄する企業を目指して豊かな社会づくりに貢献する。これを実現するために、当社独自の技術と心のこもったサービスでユーザーの期待に応え、誠意・創造性・迅速な対応・自然との調和をモットーに信頼される関東電化を築き上げる。

また、当社では、上記の経営理念を具体的行動に落とし込んだ以下の「行動指針」を日ごろの業務運営の指針とします。

【行動指針】

- ・お客様第一を常に考え、礼儀正しく、情熱をもって行動しよう
- ・法令、社内規程を遵守し、公明正大に行動しよう
- ・5S・PDCAを実行し、安全で働きやすい職場環境をつくりあげよう
- ・自己の研鑽と後進の育成に努め、仕事のプロフェッショナルを目指そう
- ・創造的な技術でお客様が安心して使用できる製品を創り出そう
- ・豊かな社会づくりのため、環境の保全・調和に努めよう

(2)取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置します。また、化学メーカーとして重要な課題である「安全・環境」関係の法令等については、それを専管する組織として、社長を議長とする「RC推進会議」を設置します。

コンプライアンスの推進については、「関東電化工業グループ コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役員および社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう、研修等を通じ、指導します。

当社は、相談・通報体制を設け、役員および社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、法務・総務部長、常勤監査役または社外弁護士等に通報(匿名可)しなければならないと定めます。会社は、通報内容を秘守し、通報者に対して、不利益な扱いを行いません。取引先等外部からコンプライアンスについての通報を受けた場合の連絡体制も整備します。

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求を断固として拒絶していきます。

当社は、社長直属の内部監査室を設け、業務全般の内部監査を行っていきます。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、環境・安全リスクを専管する組織として、社長が議長である「RC推進会議」を設けます。下部組織として、「安全環境保安委員会」「品質管理委員会」「物流安全委員会」を設け、担当部門が専門的な立場から、安全・衛生面、環境面、製品安全面、物流面での監査を行います。また、各工場において、労働安全衛生マネジメントシステムの認証を受け、労働安全に取り組んでいきます。

当社は、リスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたります。

なお、当社は、平時においては、各部門において、その有するリスクの洗い出しを行い、そのリスクの軽減等に取り組むとともに、有事においては、「有事対応マニュアル」に従い、会社全体として対応します。

(4)財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制について、取締役会が定める財務報告の基本方針に基づき、各部門において関係する規程や業務文書等を整備するとともに、内部監査室が独立の立場からその評価を行っていきます。

(5)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行います。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、当社業務を執行する取締役・執行役員が出席する経営会議を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行います。また、取締役等をメンバーとする業務推進会議を設け、絞り込んだテーマについて、時間をかけて議論を行います。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画および各年度予算を立案し、全社的な目標を設定します。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行します。

なお、変化の激しい経営環境に機敏に対応するため、取締役の任期を1年とします。あわせて、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、取締役会のチェック機能を強化するため、執行役員制を採用します。

(6)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行います。

また、情報の管理については、情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定めて対応します。

(7)当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、コンプライアンスをはじめとする内部統制方針等を当社企業グループにおいて共有化します。また、当社は、当社企業グループ各社にコンプライアンス推進担当者を置くとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とします。あわせて、グループ共通の「関東電化工業グループ コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、相談・通報体制の範囲をグループ全体とします。

関連会社の経営については、関係会社管理規程に基づき、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行います。また、当社は、当社企業グループ各社に対して役員を派遣し、グループ各社の業務運営状況や内部統制状況等を確認します。

(8)監査役の職務を補助すべき使用人およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行います。

(9)監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、社長との定期的な会合を持ち、意見交換を行います。また、監査役は、内部監査室等の内部監査部門および当社の会計監査人であ

る新日本有限責任監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていきます。

当社および当社企業グループ各社の役員および社員等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告します。また、当社および当社企業グループ各社は、その報告を行った者に対して不利益な取扱いはい行いません。

常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス・リスク管理委員会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるとします。

当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求を断固として拒絶していくことを基本方針としております。これに基づき、「コンプライアンス行動憲章」において、「反社会的勢力及び団体に対する毅然とした対応」の項目を設け、研修等を通じその周知徹底に努めています。

また、反社会的勢力から不当な要求があった場合は、担当部門に情報を集約するとともに、警察や顧問弁護士等との連携により適切に対応してまいります。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成30年6月開催の定時株主総会において、従来の「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」を一部修正のうえ継続することを決議し、これを公表しております。

その目的は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保にあります。

買収防衛策はいわゆる「事前警告型買収防衛策」を採用しておりますが、その具体的内容につきましては、当社ホームページ（<http://www.kantodenka.co.jp/>）で公表している平成30年5月15日付プレスリリース「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」に関するお知らせをご参照願います。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後も、コーポレートガバナンス体制等を整備してまいります。